

河川内の竹林の維持管理に関する一考察

A Consideration of the Maintenance of Bamboo Forests along Riverbanks

水循環・まちづくり・防災グループ	次 長	風 間 聡
自然環境グループ	主任研究員	白 尾 豪 宏
自然環境グループ	研 究 員	森 本 洋 一
水循環・まちづくり・防災グループ	グループ長	清 水 晃
水循環・まちづくり・防災グループ	主任研究員	追 川 典 子
水循環・まちづくり・防災グループ	主任研究員	阿 部 充
水循環・まちづくり・防災グループ	研 究 員	北 澤 史

1. はじめに

全国的に河川敷の竹林が拡大し、治水、環境上からも課題となっている。

ここでは、久慈川や那珂川を対象に、河川内の竹林の現状と維持管理の方向性について考察を行った。

2. 竹林の現状

2-1 竹林面積の推移

直轄管理区間について、過去の空中写真が整備されている昭和(S)22年から令和(R)4年までの約75年間で5年次で比較した。S22年以降徐々に樹林化面積が増加傾向にあるが、平成(H)2年からH29年の間を境に樹林よりも竹林の面積が上回っている。さらに、H29年からR4年では竹林面積は樹林面積の2倍以上となっている。

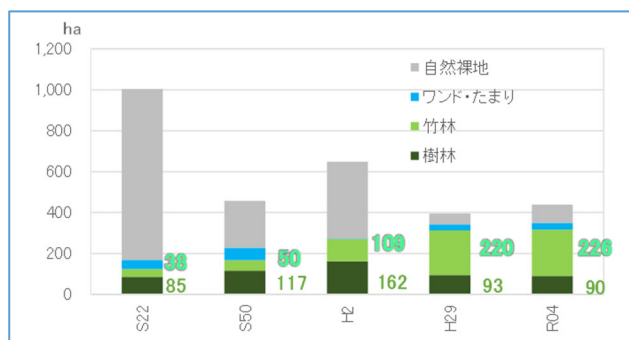


図-1 那珂川の竹林面積の変遷



写真-1 那珂川の航空写真（左 S22 年、右 R4 年）

2-2 水害防備林の概要

久慈川では江戸時代から堤防強化と竹材利用のために水害防備林が整備され、明治45年に旧森林法にもとづき保安林に指定された。現在でも森林法第25条にもとづき保安林として県知事により指定されている。直轄管理区間の久慈川で水害防備林と一般的に呼ばれている竹林は富岡橋上流の7箇所である。

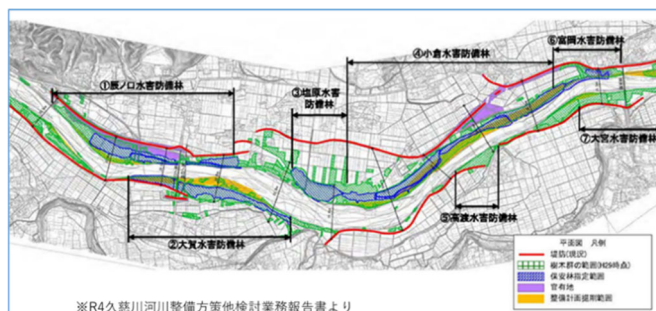


図-2 久慈川の水害防備林

水害防備林のほとんどが民有林であり、管理は組合組織によって行われている。近年は、竹材の利用頻度が低下し、組合による管理も滞り、竹林が荒廃しつつある。



写真-2 管理が不十分な竹林

2-3 大賀水害防備林での取組み

久慈川の水害防備林の中でも、大賀水害防備林は、地元住民が昔からの共有林を管理しながら地域振興を進める“久慈川水防林を守る会”を立ち上げて活動を行っている先進的な地区である。以下にその取組みについてヒアリングした結果を整理した。

(1) 久慈川水防林を守る会について

- ・久慈川の水害防備林は、辰ノ口橋から富岡橋の間に10地区が設定されており、もともと無堤区間や霞堤しかなかった同地区の治水上必要な植生として残されてきたが、守る会の活動はこのうちの久慈岡地区の共有竹林6haを対象としている。水防林を守る会は、周辺地区の住民ら15名から構成されており、会員は65歳以上と高齢である。

(2) 守る会の活動について

- ・活動の資金は、竹林から産出するタケノコをメンマに加工して、道の駅等で販売して収益を得たものが大半で、一部、企業からは助成金（のこぎりの替え刃等の消耗品）を、自治体からはチップソーの貸し出しを受けるなどしている。



写真-3 竹林のタケノコで作ったメンマ

- ・竹林の管理作業にあたっては、メンバーも含め作業員一律の時給を支給し、通常9時から12時までの3時間で実施している。規模の大きな活動時には、地元広報で住民に呼びかけ労働力を得ている。
- ・活動の目的に関しては、放置竹林を解消しながら地域経済の活性化（タケノコによる収益）に主眼をおいた取組みとなっている。また、竹へのマーキングを行うなどして、倒竹となる5年生以上の竹を切るような取組みを行っている。

(3) 他のエリアでの参考と留意点

- ・この活動は、共有竹林6haで適切な地元住民の労働力の確保と活動資金になるタケノコの収穫がマッチしたものであり、これ以上エリアを拡大することは難しい可能性があると考えられる。
- ・また、活動への参加者は高齢者が多く、今後の継続性についても民間企業やより広域な市民の参加も考えていく必要があると考える。



写真-4 竹の伐採作業箇所（マーキング）

3. 竹林の維持管理を河川管理者が実施していく手法についての考察

水害防備林については、久慈川の河川整備計画では、『…治水に影響のない範囲で伐採するなど、適切に保全に努める』とされているが、久慈川の水害防備林のほとんどが民有地（共有地等）となっている。河川法では民有地であっても地権者の同意のもと河川管理施設に指定することも可能とされているが、河川の堤防整備等が進められている現在、新規の河川管理施設の指定は難しいと考えられ、河川管理者が直接竹林の伐採等の維持管理を行うことが困難である。

そのため河川区域内の民地も含め、竹林伐採等の河川環境の保全、創出等の活動を行うことについて、森林経営管理法で規定している、“森林経営管理制度”の適用について検討してみた。

森林経営管理制度とは、市町村が森林所有者から森林の経営管理権を取得した上で、経営意欲のある第三者へ貸出をするか、または市町村が自ら経営管理を行うものである。

民地の竹林を地権者と市町村が協定を結び、市町村が経営管理権を取得した後で、河川管理者と竹林の管理について連携する協定等を結んだ上で河川管理者が竹林の維持管理等に参加することになる。これは、竹林の管理だけでなく積極的な自然再生事業等へも活用することが可能と考えられる。

しかし、実現の可能性について県の林野担当事務所へヒアリングを行ったが、現時点では、対象となる森林が一般に資源として考えられる杉や檜、広葉樹の森樹木に限定されており、竹林については対象外との見解であった。

その他の手法としては、河川管理者が直接、地権者と使用協定や起工承諾を得ることが考えられるが、その場合には自治体や河川管理者、有識者等による自然再生協議会等の協議会を設立し、その中で河川の自然環境の保全、創出等を図るエリアや実施方針を合意したうえで行うことが必要である。ただし、所有者不明土地については、森林経営管理法の中で対応方法が規定されており、森林経営管理制度による必要がある。

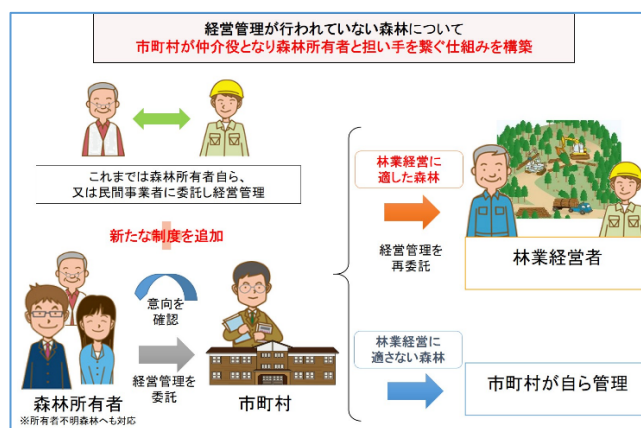


図-3 森林経営管理制度の概要¹⁾

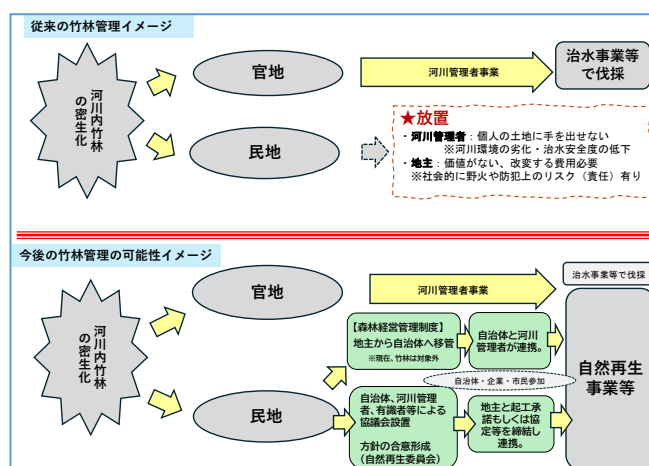


図-4 今後の竹林管理の可能性のイメージ

4. おわりに

河川内の竹林等の維持管理には、市民や企業の参加が必要であるとともに、支援施策や交付金など林野部局との連携が重要であると考えられる。現在も政府としてネイチャーポジティブが進められ、また、林野部局も構成員となっている久慈川流域治水対策プロジェクトの中でも『グリーンインフラの取組み』が位置付けられていることなどから、今後の国土交通省と林野庁の連携強化等の中で、森林経営管理制度の運用の緩和など、河川内の竹林対策が進むことが期待される。

<参考文献>

- 1) 林野庁 HP : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html#1>

